平成２１年第４回大和町議会定例会会議録

平成２１年６月１２日（金曜日）

応招議員（１８名）

１番	藤　巻　博　史　君	１０番	浅　野　正　之　君
２番	松　川　利　充　君	１１番	鶉　橋　浩　之　君
３番	伊　藤　　勝　君	１２番	上　田　早　夫　君
４番	平　渡　髙　志　君	１３番	大　友　勝　衛　君
５番	堀　籠　英　雄　君	１４番	中　川　久　男　君
６番	髙　平　聡　雄　君	１５番	中　山　和　広　君
７番	秋　山　富　雄　君	１６番	桜　井　辰太郎　君
８番	堀　籠　日出子　君	１７番	大　崎　勝　治　君
９番	馬　場　久　雄　君	１８番	大須賀　　啓　君

出席議員（１７名）

１番	藤　巻　博　史　君	１１番	鶉　橋　浩　之　君
２番	松　川　利　充　君	１２番	上　田　早　夫　君
３番	伊　藤　　勝　君	１３番	大　友　勝　衛　君
４番	平　渡　髙　志　君	１４番	中　川　久　男　君
５番	堀　籠　英　雄　君	１５番	中　山　和　広　君
６番	髙　平　聡　雄　君	１６番	桜　井　辰太郎　君
７番	秋　山　富　雄　君	１７番	大　崎　勝　治　君
８番	堀　籠　日出子　君	１８番	大須賀　　啓　君
９番	馬　場　久　雄　君		

欠席議員（１名）

１０番	浅　野　正　之　君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野　元　君	保健福祉課長	浅野　雅勝　君
教育長	堀籠　美子　君	産業振興課長	遠藤　幸則　君
代表監査委員	三浦　春喜　君	都市建設課長	高橋　久　君
総務まちづくり課長	千坂　正志　君	上下水道課長	渋谷　久一　君
財政課長	千坂　賢一　君	会計管理者兼会計課長	織田　誠二　君
税務課長	佐藤　成信　君	教育総務課長	瀬戸　善春　君
町民課長	瀬戸　啓一　君	生涯学習課長	横田　隆雄　君
環境生活課長	高橋　完　君	総務まちづくり課まちづくり対策官	千葉　恵右　君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤　眞也	書記	藤原　孝義
班長	瀬戸　正志		

【議事日程】

日程第　１「会議録署名議員の指名」

日程第　２「議案第５１号　大和町まちづくり基金条例」

日程第　３「議案第５２号　大和町児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

日程第　４「議案第５３号　大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

日程第　５「議案第５４号　大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

日程第　６「議案第５５号　大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

日程第　７「議案第５６号　大和町総合計画審議会条例を廃止する条例」

日程第　８「議案第５７号　町有財産の処分について」

日程第　９「議案第５８号　平成２１年度大和町一般会計補正予算」

日程第１０「議案第５９号　宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」

日程第１１「議案第６０号　宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について」

日程第１２「議案第６１号　宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

日程第１３「議案第６２号　宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

日程第１４「議案第６３号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

日程第１５「議案第６４号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

日程第１６「諮問第　３　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

日程第１７「選挙第　１　号　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」

日程第１８「委発第　１　号　基地対策予算の増額等を求める意見書」
日程第１９「所管事務調査の申し出について」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前８時５９分　　開　議

議　　長　（大須賀　啓君）
皆さん、おはようございます。
本会議を再開します。
ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（大須賀　啓君）
日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定によって、３番伊藤勝君及び４番平渡髙志君を指名します。

日程第２「議案第５１号　大和町まちづくり基金条例」

議　　長　（大須賀　啓君）
日程第２、議案第51号　大和町まちづくり基金条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）
この今回のですね、まちづくり基金条例、これ合併して54年、町制施行してからなるんですが、今までこのような、これをつくってこなかった理

由ですね。今なぜこれをつくるのかということとですね、この中に本町の総合計画に掲げる「まちづくりの推進のために資する」と２条にありますけれども、今回これつくるのは、何かこの前の説明では幕柳の町有林ですか、その売却を全部これに充てるというような説明であったんですが、そのためにこれ多分つくるのかなとは思うんですけれども、これによりますと、総合計画の中でしか使えないようなちょっと文言が入っておるんですが、その点をお聞きいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

まず、今回の基金の目的でございますけれども、第四次の総合計画を策定いたしまして、この計画の中にこれからの大和町のまちづくりを進めるに当たりまして、公共施設の整備という部分が何点かあるのではないかと。そういった場合、今までの基金ですと庁舎とか都市整備とか、ある程度範囲を限定した中での基金でございましたので、これからのまちづくりの際には、例えば吉田川の改修が行われた際には、現在の吉田川にかかっている舞野地区に行く橋等々の問題がありますので、時期が国の工事等の兼ね合いでどのように時期がなるのか、そういったところも明確でない部分もありますけれども、そういった課題への対応として少し幅の広い基金を設定し、必要に応じた時期に対応するということが一つの考え方でございます。

それから、積み立てにつきましては、ある程度大きな事業ですと、単年度の予算ではなかなか対応できない部分がありますので、多年度にわたりまして収支のバランスを見た中である程度積み立てをし、事業が必要となった場合にそれに対応するという考え方でございます。

今回の積み立てにつきましては、町有林の売却という部分がございましたので、そちらの部分について、即今回の何かの事業に直接充当するという対象のものがございませんでしたので、この基金への積み立てをし、将来のまちづくりに資したいということで、相応部分にはなってしまいまし

たけれども積み立てをするということで、幕柳の部分があるから基金を設定したということではございません。

議　　長　（大須賀　啓君）

４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

この基金はですね、この２条にあるとおり総合計画に掲げるまちづくりのためにだけ使うのか。また、さっき言ったとおり、その都度その都度の突発的なある程度必要と思うものができたときに使うのか、それをお伺いをいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

詳細これこれというふうに現時点で固定してるわけではございませんが、総合計画に記載するまちづくりというのは、かなり広範囲になろうかと思っております。ただ、その中であっても公共施設の整備という部分でございますので、少し広い内容で考えておるところでございます。（「はい、終わります」の声あり）

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３「議案第５２号　大和町児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第３、議案第52号　大和町児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４「議案第５３号　大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第４、議案第53号　大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第５４号　大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第５、議案第54号　大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６「議案第５５号　大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第６、議案第55号　大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７「議案第５６号　大和町総合計画審議会条例を廃止する条例」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第７、議案第56号　大和町総合計画審議会条例を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８「議案第５７号　町有財産の処分について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第８、議案第57号　町有財産の処分についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。17番大崎勝治君。

１７　番　（大崎勝治君）

町有財産処分の件についてですね、ご説明あったわけでございますけれども、契約の相手先、東北サンドということでございますけれども、これは町有林売るわけですから、ただ１社での話し合いで決めたものか、それでよかったのか。その辺、その考えをお聞きしたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

まず、契約の相手先として１社という点についてのご質問でございました。地方自治法上では、町の契約等につきましては、基本的には一般競争入札等々が、一般競争入札が基本というふうに定めてございます。ただ、地方自治法の施行令に規定する内容に該当した場合は随意契約あるいは指名競争入札、競り売り、そういった方法で可能ですというような内容が書いてございます。

で、今回の土地の売買についてでございますけれども、政令では「不動産の買入れ又は借入れ」といったような書き方がされておりまして、それの説明事項としましては例示であるので、それが制限列挙ではないというふうな解釈がとられてございます。で、ただ、町からの処分という場合に

つきましては、すべて随意契約でいいのかどうかという点は課題になろうかと思います。

今回につきましては、東北サンドから現在の営業活動している隣接になる土地についての申し出、協議がございました。その中で議案の説明資料で申し上げたところでございますけれども、現在採取をしている周辺区域につきましては、東北サンドあるいは親会社であります太平洋セメントが土地を取得している部分、それから砂の採取として権利を設定している土地がほとんどになってございます。で、当該地につきましては、市街化、都市計画の白地地域にはなっておりますけれども、周辺には隣接する道路がございませんので、農道、林道といった部分のみになります。で、それらの開発、方法としては開発という部分も検討したわけでございますけれども、飛んだ位置での開発というのはなかなか難しい状況があるのではないかと、そういった部分を含めて検討させていただきました。

あと、最終的には境界の確認の際に隣接する砂取りしている業者さんにも立ち会いをお願いしたところでございますけれども、改めてのお話し等々はございませんでした。そういった部分を含めて最終的に検討した結果、公募という方法も当然考えられるところでございますが、売買といった場合は需要があって応じるという部分が、の合意があって契約という形に至りますので、今回はそれらの経過も含め、あるいは周辺の状況も含めて、申し出のあった業者と相対の契約をするという結論に至ったものでございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

17番大崎勝治君。

１７　番　（大崎勝治君）

申し入れあったということはわかるわけですけれども、しかし何であれあそこ近辺にね、４社も同業者いるわけですから、その土地の、サンドの土地さ続きだということでサンドということに、まあわかるんですけれども、一応はやっぱり４社もある砂業者がいるわけですから、もうその砂屋とすれば採取する土地をお互いに確保しようとして努力してる中ですか

ら、単独ということはちょっと私から考えれば不合理でなかったのかなと、こんなふうに思うんですがね。よその業者は、大平の砂屋さんは、境界立ち会いだけという話はされたということで立ち会ったということは聞いたけれども、その売買については特別、もう決まったような話であったということも言っておりましたし、やっぱりその続き、陰にも佐々木建設もいるわけだし、向かい側には野口さんもいるわけだしね、やっぱりその辺は競争性を考えれば、皆さんさ声をかけてよかったのではないかと思うんですが、もう一回その内容、ちょっとお聞きしたと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

確かにあの周辺で砂の採取の業者さんは数多くございます。先ほどのお答えでも申し上げたところなんですが、今回東北サンドにつきましては、幕柳大平線から入って南側、東側というんでしょうか、そちらの方向に砂取りの事業を展開してございます。で、現在砂取りをしている対象地の残面積あるいは残のボリューム、そういったものを含めて次なる展開をするといった場合に、その区域をどのようにするか、そういったものも事業者としては確認をした上で今回のお申し出という内容でございました。今現在の採取しているところについては、３年から４年ぐらいの期間は採取はできるかと思いますが、それ以降については、取る状況になくなると。その手当ての部分ということでのお申しでございました。

そういう部分と、それから周辺のいわゆる所有状況という部分を鑑みてみますと、確かに隣接した業者さんはおありなわけでございますけれども、今回の対象地を砂取りの対象に加えて事業区域にするといった場合は、現在の東北サンドの権利ある地域と何らかの協定なり、そういったものをしなければ砂を採取するという現実の行為にはいきかねる状況かと、そういう状況と判断いたしましたので、改めて確認等々の行為は行わなかったところでございます。

ご意見のように伺って、結果として申し出をしませんという確認をすれ

ばよかったのではないかという点については、多少の反省はあるかなあとは思いますが、最終的には現実を判断した場合、そこに申し出をされるという状況は環境的にはないのだろうというふうに、まあ一方的かもしれませんが、判断させていただきました。

議　　長　（大須賀　啓君）

17番大崎勝治君。

１７　番　（大崎勝治君）

早い話、自己判断でやったということにしか過ぎないと思うんですが、やっぱりお互いにね、内容、この土地だけ考えればそういう親切な考えで取引ということはわかるんですが、やっぱり砂屋同士ですからお互いに、お互いに飛び飛び買ってるんですよ、土地はね。そうして交換したり、いろいろなやり方しながら、やっぱり苦労しながらやってる内容も多々あるんです。だから、やっぱりそういうことで、まあ砂屋も競争性をもってやってるわけですから、やっぱりもう少し東北サンドさんへの便宜を図り過ぎたんではないかと私なりに思うんです。やっぱり一方ではそういうんであれば声かけていただければというような砂屋もあったわけですし、果してこういう形で、本当に一方的なやり方でということになると、まあ私も地元にいるわけですからいろいろなご意見をちょうだいした中での、私、今質問してるわけですけれども、最終的には近くだから、じゃあそういうことということであっても、やっぱり一応は町有地を売るわけですから、個人の山売るんだと、それは砂屋さんの交渉次第でということになるわけですけれどもね、そういうことを考えれば、もっと慎重に町有地を売買するわけですから考えるべきではなかったかと思うんです。

そして、あとこの毛上の直営林という形で町で 100%ということをお話しあったんですが、これは学校林としてやってた土地でなかったんですか。我々ＰＴＡ活動だ何かで根刈りだのしてた山ではなかったんですか。その辺はどういう、まあ考えで全然話もなかったようだし、まあそれは学校林として中学校も統合したわけですけれども、私も学校のＰＴＡ会長したとき根刈りを、父兄たちを連れてした経過もあるわけですし、その辺の

金の使い道なども、もう少し考えていただければなと。こんなふうに思ってるんですが、その辺については、いかがな考えでおったかお聞きをしたいと。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

前段部分については、先ほどの答弁に尽きるわけでございますけれども、今回の町有地の場合、処分につきましては、まず町として所有している土地について、今後使用する状況にあるかどうか、そういったことを判断して町から処分という行為を行ったものではなくて、幕柳に所在する土地について、こういった目的で取得をしたいという申し出があったところからのスタートでございました。で、お話があった時点では、先ほど所有関係、そういったもの、それからここの土地の法的な規制等あるいは今後の見通し、そういったものを判断した中での対応とさせていただきました。

あと、もう一点は、大半が幕柳地区の部分林になってございますので、幕柳地区が部分林として今後継続して育成を図るということであれば、最初からこの話に応じるという余地はございませんので、まず最初にはそちらの確認をした上で現状の社会環境等、それからこれまでの時間的な経過を踏まえると今回の処分については、前向きに判断しておりますというようなお話があったところでございますので、地元の意向も含めて判断をさせていただきました。

あと、学校林という部分につきましては、私も鶴巣なんですけれども、幕柳に学校林があったようだという部分は記憶はしてございますけれども、私自身は幕柳には行った記憶はちょっと持っていないんですが、現状、現時点では学校林としての管理、そういったようなものについては、なされておりませんでしたので、特段学校林としての扱いといった経過はとってございません。

ただ、今回売却処分に相応する部分については、基金としての対応とい

うふうに考えておるわけでございますけれども、今後の使途という部分について、学校林という経過があったというご意見でございましたので、そちらの部分については、今後庁内での協議を含めた上での考え方なりを整理していきたいと思っております。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

今のに関連するわけでありますが、今、課長答弁のとおり学校林として記憶にないといったような課長のお話でありますが、これ私、課長より一つ下なんですけれども、あそこに中学校のとき下刈りに行った記憶あります。中学校２年のときですから、あなたが３年生ですよね。そのときは行ってるんですよ。ただ、八島勇幸課長のときはなくなったかなんか、そこはちょっと私定かでないんですけれども、私は２年・３年とあそこに行っております。それで地元に聞いてみましたところ、今大崎先輩の後あたりに植林したらしいんですね、あの年代的からして。それからずうっとやっているんですよ、もう何十年とね。私の代まではやってます。

それで、多分この着色の 1.2ヘクタールかな、18番の４と５の離れておりますよね。この青色、茶色の部分から。その部分が私多分学校林として中学校で管理していたのかなと思うんです。それが直有林となってるんですよね、青い部分は幕柳の分収林ですからね。多分それをね、最初は幕柳のものだったらしいんです、これ全部が。それが学校で将来何かにしたらいいんでないかということで、ここの部分を譲ったような経緯があるようですので、これは完全に学校林なんですよ。それを今回直有林として全部町の基金に入れるというので、私もちょっとこれはおかしいんじゃないかなというので、まず第１点これをお聞きいたします。

それで、そもそもこの町有林を売却するという話、去年、私のこの６月議会で一般質問した経緯がございます。そのときは幕柳地区またあの周辺の砂業者が欲しいという話を聞いておりましたので、町の財政が厳しいという状況の中ですね、あれを売れば１億、２億になるんじゃないかといっ

たような経緯から私は質問したんですが、あの当時ですね、最低安くて 120万、高いところで 150万から 180万してたんですよ。あの当時、山は。そのとき売ってればもう、今回は 110万ですよね、立木含めて。土地が70万ですから、私相当安いと思うんです。でも、昨年の９月のこの金融危機以来、需要がないということで多分この値段になったのかなとは思うんですけれども、あのとき売ってればといえば 5,000万は損してんのかなと私の考えでは思っております。

それで、あそこの部分はですね、鶴巣で約18町歩ですか、町に合併するとき村有林をこのまま持ってきたという経緯があると聞いております。それで、財産区を持たない鶴巣地区としてはですね、売ったのですね、１割でも幾らでもいいですから、やはり鶴巣に残して、鶴巣の公共の施設ですね、今公園が欲しいとか、また小学校の設備等々にですね、やはり私は使っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

まず、学校林として下刈りに行ったという部分については、申しわけございません。私、記憶にないという記憶なので、あるいは行ってるのか行ってないのか。学校林として大久保山というところには行った記憶があるんですが、幕柳については、ちょっと記憶がなかったものですから、そういったようなお答えを申し上げたところでございます。

それから、学校林としての経緯が仮にあったといたしましても、最近では改めて学校の生徒さん等が行かれて管理をするという状況ではないように思っております。三、四年前かと思いますが、一部間伐で、町費での間伐等の実施も行っております。学校林とした場合であっても、作業として子どもさん、生徒さん等の協力をいただいたという経緯かと思いますので、それの積み立てという部分については、町の基金ということについては、そう逸脱しているところではないのかなというふうには思うところでございます。

あと、単価につきましては、最近の状況、それから町の取引の状況、それから公示価格、そういったものも含めて検討し、さらには最終的には庁内の公共用地価格審査会の議を経まして土地 700円という内容にさせていただいたものです。お話があったように上物が 400円という形になっておりますので、この部分については、幕柳の部分林につきましては、立木については幕柳の所有というのが基本になりますので、幕柳地区の方々と協議をいただいた内容でご決定をいただいたと。で、隣接する部分についても、経過からしますと同様の経緯なので同額という形で協議をさして合意になったものでございます。

あと、今回の売却費の利用ということについては、ご意見としてお伺いするということで、私がお答えする範疇はちょっと越えているのかなと思っておりますので、ご意見はお伺いし、それらを含めた形で今後庁内で検討した上での対応かなということで考えております。現時点で私からお答えできるのは、その範囲かと思いますが……。

以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

課長ね、学校林っていうのは、植林っていうのは、下刈りっていうのは植えて、まあ20年、30年まではしないでしょうね。その間なんですよね。ですから、ここ10年、20年はしないのは当たり前なんです、もう50年以上もたってるんですから。ですから、幕柳にしろ下刈りは相当前に終わってるはずなんです。もう何十年とあのままの状況でいるんです。ですから、この町有林、学校林をですね、売却一緒にするんであれば、私は地元のやっぱり区長会、また諸団体ですよね、そういう方々が、ＰＴＡ活動今までやってきた方がおるんですから、やはりそういう方にも幕柳だけでなく地域にやっぱり声をかけるべきでなかったのかなぁ。結局こういう町有林の、その中に学校林があったとすれば、やっぱりそういう地元との話し合いが今回は全然なかったと。幕柳地区だけでやったというのがちょっと私

も疑問に思いますしね、やはり鶴巣の今まで管理してきた中の町有林でありますから、もっとやっぱり区長会等々ですね、各団体にやっぱり売却するときにですね、やっぱり話をしてもらってですね、その方法論もやっぱり聞いてほしかったんですよね。単に幕柳地区だけの問題じゃないんです。これはやっぱり鶴巣全体の山でありますからね、やっぱりそういうのは、ちょっと足んなかったのかなと。さっき言ったとおり、配慮が。

あとですね、もう一点はですね、もし今度、あそこ売却するようになった、その跡地ですよね。やはり取った砂、山砂取ったあと、どうするのか。やはりそういうのも相手先とやっぱり交渉しておかなければ、ただ山取った、そのまま野ざらし状態では、私、鶴巣にとっては本当にやっぱりよくないと思うんです、環境的に。その点もやはりどこまで詰めて話しているのか、お伺いをいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

学校林としての経緯ということで、確かに植林した後の管理部分については、下刈りあるいは除伐、間伐、そういったもの等があって伐期に対した段階で伐採という経過になるかと思います。で、その中で下刈りというのは植栽後10年ぐらいで、大きくなって枝等が出てくれば下草は生えなくなりますので、下刈りというのは時期ではなくなると。その先というのは、枝打ちとか間伐とかという形になる状況かと思います。そういった意味で、そこの部分についての管理というのについては、直接生徒等ができないので、専門業者に委託をするとか、そういったような対応がなされてきたのかとは思います。そういった点を含めてこれまで携わられてきた方々への配慮、協議というのが不足ではなかったかというご意見でございますけれども、調査する段階では明示されたもの等がちょっとありませんでしたので、今の時点で振り返ればご意見のとおりそういった配慮があれば、なおよかったのかなというふうに思うところが、思うところでございます。

跡地でございますけれども、今回、仮に処分になった場合、砂を採取するためには森林法の規定あるいは鉱物資源の採取かなんか、その法律二つあったかと思いますが、その内容に従って県の許可を受ける内容になっております。県の許可の内容については、採取後の跡地の扱いという部分については、基本的には山の部分から砂を取りますので山に戻す、まあ土を盛るということじゃなくて取った後、平地等々にした後に植栽をするという義務づけがなされることになります。それ以外の用途にするといった場合は、法律に従った開発という行為をしなければできない形になっておりますので、基本的には山に戻すというのが基本になっておりますので、跡地の部分については、そういう行為をすると。許可を受けて採取という、この売買なった以降については、県への許可申請をした上で採取という方向になりますという確認まで行っているところでございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

これ最後ですけれども、もし学校で今まで管理した山、この直有林 1.2 ヘクタールの分ですか、それが本当に我々が管理、先輩たちがやってきた山であるとしたならば、町長、これですね、やはり幕柳と同じでですね、やっぱり小学校もまだ現在あるわけですけれども、やっぱり地区の方にですね、この分の、立木の分ですね、やっぱりそれは鶴巣地区の小学校、また公共の方に使うというようなお考えはないんでしょうか。今さっき課長は、私の判断ではそこまでは言えないということですけれども、町長が最高責任者でございますので、学校として今まで管理してきた山であるとすればですよ、その考えはどうなのか。

また、もう一点はですね、その取った跡地は、もう多分東北サンドでは利用はもうしないとは思うんです。それで、私、地元の人たちに聞いたんですよ。あそこの山はですね、上の方に登るとですね、北は栗駒、船形、蔵王が一望に見えるらしいんです、三つの山がね。そして、裏側に松島湾が見えるそうなんですよ、あの後ろに。すごい鶴巣でも最高の絶景の場所

だというのが昔から何か言い伝えがあったらしいんです。ですから、その跡地をですね、やはりサンドにこれくらい安く、まずこの砂で相当もうけるわけですからね。課長ね。これ、普通の土地と違うんですよ。これ宝の山って言われてるんですよ、あの砂は。特に鶴巣の山砂は、今、ここしかないというくらいのいい砂が取れてるらしいんです。あの部分は。ですから、70万、80万なんていうのは私はうんと安いというふうに思うんですけれども、まあ妥当というんですから、それで私も納得しますけれども、その跡地をですね、やはり要らないんであれば社会貢献してもらって幾らぐらいか面積的に、まあ５反でも３反でもいいからサンドさんの方から町の方にですね、社会貢献をしていただいて、あそこにやっぱり公園的なものをですね、展望台でもよろしいです。眺めがいいというんであれば、そういうのも契約のときですね、やっぱり将来取った後はこのようにしていただければというようなことを話しておくのも一つの案じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議　　長　（大須賀　啓君）

町長浅野　元君。

町　　長　（浅野　元君）

まず、学校林だったかどうかについての確認っていいますかね、これまでそういったところにつきまして町の方で確認できていなかったということでございます。今、議員さん方からそういうお話がございましたので、その事実関係をまず確認をしたいというふうに思っております。

学校林であったとすればということになりましょうが、通常学校林を管理した場合に、幕柳に限らずですね、ほかでもあったケースがあるわけでございますから、そういった場合にはどういった使われ方がされてきたのか、そういったことも考えながら、それに限ったことではないわけでございますが、そういったことも調べながらですね、今後のお金の使い方っていいますか、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、皆さんからご理解いただければ町全体といいますか、今後の町全体の発展のためのものに使っていくという基本的な考え方で前の条例をお認めいただいた

わけでございますけれども、そういった考え方があるわけでございますけれども、その中に、それが基本でございますけれども、そういった部分はあるということもありますので、学校林のさっきも言いました使われ方等、そういったものをちょっと今までいろいろ事例、落合地区とか吉田地区でもあったわけでございますが、そういったものも調査しながら考えてまいりたいというふうに思います。

また、場所、開発後のということでございますけれども、開発後につきましては、かなり先の話になってくるんだろうというふうに思います。今、非常にいい場所だということで、私、申しわけありません。登ったことないもんですから、その辺ちょっとわかりませんけれども、開発された場合には高台ではなくなってくるということになるんだろうというふうに思います。そういった場合にどういった利用ができるのか、これは基本的には業者さんがやっていくわけでございますから。

ただ、そこの中で展望台とか、そういった固有名詞で出せるもんではありませんけれども、環境についてですね、いろいろ今開発中の部分でも心配されてることもありますので、県の方の許可というものはあるものの、町としましても環境の維持、そういったものにつきましては、いろんな自然災害とか、そういったものが起こる心配のないような指示等は　指示といいますか、約束はしていきたいというふうに思っておりますので、その中で業者さんの配慮をいただければというふうに思ってるところでございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９「議案第５８号　平成２１年度大和町一般会計補正予算（第１号）」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第９、議案第58号　平成21年度大和町一般会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。８番堀籠日出子さん。

８　　番　（堀籠日出子君）

それでは、１点お尋ねいたします。

事項別明細書の５ページの老人福祉費、シルバー人材センターの準備についてお尋ねいたします。

シルバー人材センターにつきましては、検討経過の中にありますように、平成15年にアンケート調査などの経過を経て今年度に準備の段階に入ったわけなんですけれども、この設立準備事務行程の中で地区説明会の開催とありますが、これ大体いつごろから説明会を開催する計画なのか。

それで、あと10月日のシルバー人材センターの業務開始、多分これは年度末になると思うんですけれども、この業務開始がいつになるのかお尋ねいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

お答えいたします。

地区説明会でありますが、今後委託先の社会福祉協議会との協議も必要になりますし、委託の契約等があるわけでありますが、できれば早い段階での説明会を実施していきたいと。まあ７月中にもですね、実施していきたいというふうに考えております。まずこれをやらないと、なかなか地域の理解の方が進まないというような面もあ

りますので、基本的には吉岡、宮床、もみじケ丘、吉田、鶴巣、落合と、まあそういうふうな旧町村単位でのですね、説明会、これは区長さん方ともちょっと協議をしながらですね、どういうふうな説明会をしていったらいいのか、あるいは地域にもっと入っていって説明会をしていったらいいのかですね、その辺はちょっと今後浸透、いかに浸透させるかというようなことでの工夫が必要かと思いますが、その辺もちょっとこういろいろ工夫しながら、できるだけ広範囲に当たってですね、周知をしていきたいし、理解も得るようにですね、努めていきたいというふうに思っております。

２点目の業務開始でありますが、私ども一応考えておりますのは、約10カ月ぐらいのですね、準備期間かかるのではないかというふうなことでありますが、現在、できれば、目標とすれば４月からですね、目標は望ましいかとは思いますが、それにこだわらずにですね、準備をきちんとしながら進めていきたいというふうに一応考えております。以上であります。

議　　長　（大須賀　啓君）

８番堀籠日出子さん。

８　　番　（堀籠日出子君）

７月から順次事務作業が、準備、設立準備に伴って事務作業が進められるわけなんですけれども、これにつきましてはやはり町民の皆さんが待ちに待った事業ですので、ぜひ早めな業務開始をお願いしたいと思います。

その中で事業の収支試算なんですけれども、その中の補助金収入、これ１年目というのは平成22年のことだと思うんですけれども、 1,700万の補助金なんですが、これ国の補助金と町の補助、国の交付金、町の補助金として、大体町ではどのくらい補助金の中に町の持ち出し分として入ってるのかお尋ねいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

この補助金につきましてはですね、基本的に町の補助金とシルバー人材センターの連合会の交付金というのがあるんですが、これにつきましては事業運営のですね、人

件費とか、そういうふうなものを主体に補助金が充てられるというようなことで、ほかのですね、人材センター等につきましても構成されております。

それで、交付金につきましては、国からのですね、町の補助金を上回らない額というふうなことで決まっておりますので、町が 1,000万であれば、国の連合会の交付金も 1,000万というふうな形になります。そういうふうな中で、ちょっと予定をしていきたいと思いますが、まだこの辺のですね、額につきましては、あくまで案でありますので、一応こういうふうなですね、全体的な事業の中で不足する分がこのぐらいでないかというようなことでの補助金のですね、見込みでありますので、断定的にですね、このぐらいというようなことで、今のところはちょっと申し上げられないというような段階でございます。以上であります。

議　　長　（大須賀　啓君）

８番堀籠日出子さん。

８　　番　（堀籠日出子君）

まあ試算ということで、わかりました。ぜひ計画どおり事業開始ができますよう、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

今の補助金の話でありますが、一応予定といたしましては、町の補助金は 1,000万というような予定……。

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかにございませんか。13番大友勝衛君。

１３　番　（大友勝衛君）

二、三点、確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、もみじケ丘保育所の増築計画概要、示されたわけですけれども、そのことに

対しましては、賛成でありますけれども、実際の事業費と図面等々勘案しますと結構高い建物というふうに見るわけです。その辺ですね、どういった内容の設備等々も含めてですね、かかるのか。ちょっと額的には、最高大きな面積で60坪ぐらいだと思うんですけれども、七千何百万という事業費ということで、ちょっと単価的に高過ぎるんじゃないかというふうな気がします。それに付随するものあるかどうかは別としましてですね、その辺の内容をお聞きしておきたいというふうに思います。

それからですね、大和町の文化振興協議会事業報告書あるわけですけれども、この中で有料で事業予定されてですね、実際入場者数、予定、当初予定と実際の入場者数がふえてるわけですけれども、ただそれに反面して入場料金が逆に下がってるというような点が二、三見受けられるわけで、その辺ですね。最初から入場料設定が高過ぎて後で下げたのか、その辺はわかりませんけれども、その辺がちょっと矛盾してる問題があるんじゃないのかなというふうに思いますので、その２点について、まずお伺いをしたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

事業費に関するお尋ねでありますが、もみじケ丘の工事費につきましては、この工事の内訳といたしまして、電気のですね、増築によって容量が大きくなるというようなこともありまして、現在は電柱からですね、直接引き込みを行っておりますが、増築にすることによりまして受変電設備がですね、どうしても必要になってくるというふうなこともありましたので、そういうふうな受変電設備ですね、これ概算でありますが、約 1,000万ほどですね、見込んでおります。そういうふうな関係もありまして事業費がですね、約そういうふうな額になったところであります。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長　（八島勇幸君）

大和町文化振興協会事業の中で有料、入場料を有料として計画よりも実際の入場者数が低いものにつきまして、入場料金が高くなってるものにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

入場料金につきましては、当初の概算で入場料金をはじいたものでございまして、実際実施するに当たりましては入場料金を算定したものでございまして、入場料金を開始してから下げたというふうなものはございませんでした。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

13番大友勝衛君。

１３　番　（大友勝衛君）

今、もみじケ丘保育所の増築については、受変電施設、設備ですね、それに 1,000万ほどの概算的にかかるんじゃないかという見込みの中でということでしたけれども、それにつけましても残った 6,000万ですから、坪当たり 100万というふうな事業費になるわけですよね。これあくまでもこれは概算ですから、多分その中、内輪でおさめるわけですけれども、ちょっと最初から、余りにも潤沢な予算の取り方したのかなと私は思うんですが、その辺ですね。当然、入札等々かけて事業執行されるわけでしょうから、その辺はいいんですが、ただ余りにも最初から大きな予算の取り過ぎというふうに思います。その辺を別な方向にね、有効に使えればもっとよろしいんでないのかなというふうに私思ったもんですから、ちょっとその辺ですね、もう一回。

それから、ちょっと今課長の文化協会の方、ちょっとわかりかねたんですけれどもね、当初から同じような入場料の設定の中で、何でふえた場合、入場料総量で下がるのか、その辺がちょっとわからない、今の答弁ではですね。すみせんが、もう一度お願いします。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、建築工事費についての関係でありますが、受変電設備等の

ですね、関係もありますし、給排のですね、設備等につきましても引込管のですね、口径を変更しなくてならないとか、そういうふうな変更の要因があります。まあこれはあくまで概算でございますので、実施設計をしていく中でですね、できるだけ工事費を抑える中で工事をやっていきたいというふうなことで考えておりますので、この分をですね、充当するというふうな考えではありません。あくまで概算の中での工事費ですので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。そのあと、精算をさせていただくというふうな考えでございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長　（八島勇幸君）

入場料金の関係でございますけれども、一番最初に事業計画を組んだ段階での入場料金というふうなものが上段に記載しておりまして、例えばその際Ａ席が何ぼで、そのＡ席は例えば 1,000円、Ｓ席は何ぼというような形の細かい概算というような形の入場料金の算定の仕方でございませんので、大体当初計画組む場合、これくらいの金額が入ってくるだろうというふうな形のものでございました。それで実際下段の金額になったというような形のものでございます。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

13番大友勝衛君。

１３　番　（大友勝衛君）

もみじケ丘については、わかりましたけれども、要はこれも今回特別の交付の中で、補助金の中で計画されたわけですよね。だから、やはり枠があるからということで余りにも過大な予算組みされると返還という問題が後で出てくる問題もあるんだと思いますけれども、そういった点を踏まえてですね、やはり今後やる場合は、ある一定の実数に合わせたような計画書あるいは予算組みがされてしかるべきじゃないのかなというふうに思います。

それから、例えばですね、文化振興協会ですけれども、11番のこれ２ページですね、これ入場者数、上段が 450、計画で、そして 207万の総事業費、そしてさらには

入場料金が 168万ということですけれども、下はですね、実数なわけですよね。 607人の実数が入ってで、総事業費が下がってると、それはわかります。いいんですけれども、入場料そのものも 149万、下がってるということ、再度で申しわけないんですが、何かそこが理解できない部分なんです。

議　　長　（大須賀　啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長　（八島勇幸君）

入場料金につきましては、当初設定した金額を途中で下げたというふうな形での運営はまほろばホールとしては、１件もやってございませんけれども、当初計画で組みました 168万 4,800円につきましては、本当の概算で算定したものでございまして、その時点では、例えば入場料金を幾らにするというような金額がまだ設定しない段階でのものでございまして、実際算定いたしました実際の実績につきましては、実際の金額を１席当たり皆計算いたしまして、こういった金額になりましたというような形でございまして、当初計画のもっと精査をさせて今後いただきたいと思います。

（「はい、わかりました」の声あり）

議　　長　（大須賀　啓君）

４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

この事項別明細書の７ページから８ページにかけてですけれども、土木費で公園費ございますね。今度公園、工事請負費で 1,239万円を公園遊具設備工事等に充てております。この前説明したとおり、公園に遊具を入れるということでありますが、前回の一般質問の中で鶴巣に公園は１件もないという答弁の中でですね、町長は児童公園が二つ、鶴巣にはあるというような答弁いただきました。しかし、その児童公園はですね、名ばかりで、遊具、今、下草地区、ブランコ１個だけであります。また、山田地区にはないんですね。だから、児童公園といいながら子どもが遊ぶ場所がないということを、私、町民の方々に指摘をされておりました。それでこの公園にですね、これくらいの予算をかけてやる、まあ児童公園は保健福祉課担当ですか、ですからまだ

この土木の都市建設とは違うんでありますが、やはり同じ公園という名前であって、下町の児童公園は結構遊具があるんですよね。私も行って見てきたんですけれども、ですが、地元のことばかり私は言いたくはないんですが、下草にあるんですけれどもブランコ一つしかないと。子どもたちっていうの何も遊ぶところないんじゃないかというようなことも言われておりましたけれども、この際ですね、こういうのがあるんでありましたら、やはりそういうところにでも滑り台一つぐらいでもですね、私入れても私はおかしくはないのかなと思うんですが、町長、この点ちょっとお伺いしたいんですけれども。

議　　長　（大須賀　啓君）

町長浅野　元君。

町　　長　（浅野　元君）

公園整備でございますけれども、それぞれにご意見をいただいてるところでございます。今回はこの公園ということで都市公園、都市計画公園ですか、の方に整備がなされております。それぞれの地区につきましては、ご意見あるところでございますが、地区の方々とそれぞれご相談をさせてもらって必要な部分について、この前南川ダムにもそのようにお話させていただきましたけれども、そういったものでやっていくというふうに考えております。

地区の方々それぞれ地区地区でいろいろご要望、ご意見もあろうと思いますので、機会を見ながら、機会を持ってですね、話し合いをさせていただきながら、どういったものが必要なのか、何があればよろしいのか、そういったことを地区地区で詰めていければというふうに思っております。

議　　長　（大須賀　啓君）

４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

地区地区と言いますけれども、その地区で話する機会はどこにあるんでしょうか。要望は出してるんですよ。要望は出しているんですけれども一切なされない。また、今回に関しては、この公園、今まで児童公園を管理している管理費、年間 5,000円で

すか。年間、ちょっと忘れましたけれども、それも今回削られているんですよね。ですから、地区地区で相談と言いながら住民の話を聞くというような町長のいつでも答弁ですが、住民の声全然聞いてないですよ。地区のことも。要望出してでも。ですから私がここで言ってるんでありまして、やっぱりその都度の答弁のときでなくてね、地区地区でなく全体を見回した、やっぱりそっちでこういうふうにいいのしてるんであれば、やっぱりするべきじゃないですかね。差が歴然としてんですよね。ただ、町民と話し合っていく、それだけでは私済まないんです。でなければ、私ここで言いませんよ。区長さんで済むんであれば、何も私がここで言う必要もないし、それが実現しないから私ここで言ってるんでありまして、そごんどこもう一度。

議　　長　（大須賀　啓君）

町長浅野　元君。

町　　長　（浅野　元君）

町民懇談会等々の機会、そういう機会が主になります。または区長さんとの話し合いがあります。または議員さんからこういうご指摘をいただいた場合に区長さん方にお話をして、そしてその状況を確認してる場合もございます。なかなか直接的な町民の皆さんとのそういった機会がないと言われれば確かに少ないかもしれません。なかなか日程的なものもとれませんので、それは難しいところもございますけれども、それは私直接ではなくても担当課の方にもお話しいただてるというふうに思ってます。区長さん方、代表する方はどうしてもそうなってしまいますので、全体のことはもちろん考えてやっております。そして、鶴巣地区も全体のご意見と、その地域のご意見がそれぞれにあるというふうに考えてます。ですから、そういった部分で足りないとする部分については、私もこれで十分だとは決して思っておりませんが、決して聞いておらないとか、そういうことではなくてですね、そういった姿勢をもって取り組んでいるところでございまして、なおご指摘、まだまだ足りないということでございますので、頑張ってまいりたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

４番平渡髙志君。

４　　番　（平渡髙志君）

やはりですね、町長も頑張っておるのはわかっておりますけれども、やはり担当課の方としてもですね、やはり公園を見てですよ、どこの公園が偏ってるかとか、ここに何もないとか、それくらいはやっぱり見なければ、一々ね町民から指摘されてからばり直すんじゃなくて、全体を見てやっぱりやってほしいんですよ。でなければこういう質問は、私も出さないし、余りにも理不尽な、この差がありますので言っておるんで、今回は公園に 1,300万円もかける、その中で児童公園には一銭も入ってないというのはちょっとおかしいというので今質問しておるんですが、これ福祉課長、予算はないんでしょうか。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

この児童遊園ですね、今、議員ご指摘のように本町では４カ所ございます。私もこの現地を確認しまして遊具の状況につきましても確認をいたしたところであります。ご指摘のように、やはり下草の児童遊園につきましては、遊具がですね、やはりほかの遊園とのやっぱりちょっと相違もあるというふうなことも確認いたしておりますが、今後その整備に向けてのですね、努力もさせていただきたいというふうに思っております。

あと、先ほど除草等のですね、作業賃金ですね。これにつきましても、予算措置１万、１カ所１万 6,500円ですけれども、そういうふうな予算措置をしておりまして、地域の皆さん方のですね、ボランティアも一部お願いしてるわけでありますが、そういうふうな中での管理もしていきたいというふうに考えております。以上であります。

（「終わります」の声あり）

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかにございませんか。11番鵜橋浩之君。

１１　番　（鵜橋浩之君）

さっき大友議員から指摘あったもみじケ丘保育所なんですが、これ既存部分と接続することができなかったのかどうか。これ、管理運営上の問題も出てくると思うんで

すが、こういう別棟にしなければならなかったというような、それはそれなりの理由かあったのかどうかをお伺いをしますし、それから一般質問でも申し上げたんですが、これ５月の29日に成立した補正予算なんですが、素早い対応と評価を申し上げるとあのときは申し上げました。今回、１億 5,985万 5,000円中の58%ですか、 9,355万 8,000円を措置されたと。使途については、シルバー人材センターの立ち上げなり今回のもみじケ丘保育所、さらに今出ている公園の問題なり等々に充当するんだということなんですが、まず先ほど大友議員から指摘があった高過ぎるんではないかという部分で、これは臨時交付金、分類上は補助金に当たるわけなんですが、この交付金は執行残が出た場合の扱いはどういうふうになるのか。普通、目的のある補助金ですと返還ということになるわけなんですが、この交付金、今回のこの経済対策交付金の場合の扱いですね。

それから、この58.5%、今回措置されたんで残りの41.5%、これについての使途についての考え方ですね。

さらに、今回は措置されていないんですが、今回の補正予算で経済対策、経済危機対策臨時交付金と合わせて公共投資の臨時交付金も１兆 4,000億規模での補正予算が同時に国会を通過してるわけなんですが、今回は措置されていなかったんですが、これについての大和町としての考え方も関連でありますから、あわせて伺っておきたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

第１点目の増築に関するお尋ねでありまして、別棟にした理由というんですか、そういうふうなお尋ねであったかと思いますが、もみじケ丘保育所の既存の建物と増築するですね、部分の今回の予定しております面積を合わせますと、全体で床面積が 700平米を超えるというふうな状況になります。その場合ですね、隣接した場合、接続した場合につきましては、既存建物を含めた形の増築面積、増築っていうんですか、増築の建物というふうな判断がなされます。そういうふうな関係で既存建物の消火設備が必要になってくるというようなことになります。この場合、いわゆる屋内消火栓設備とそれに附帯する発電機設備ですか、そういうふうなものが必要となってきます

ので、その分ですね、事業費が増高するというふうなことが予想されるというようなことも考えられます。

それから、接続して増築した場合ですね、既存建物の耐震チェックが必要となるというようなことになりまして、チェックの内容によって既存建物のですね、改修の発生も予想されるというふうなこともありまして、そういうふうな場合、改修ですね、既存建物の改修、保育所につきましては、休む期間がほとんど日曜日とかですね、年末年始とか、そういうふうなものに限られておりますので、そういうふうなことを考慮しながら、まあ管理面ではちょっと一部いろいろ大変な面はありますが、別棟にした対応というふうなことで考えたところであります。以上であります。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

今回の経済危機の臨時交付金の枠組み、使った後の対応ということでございます。大きくは20年度の２次補正で、名前が似通っているんですが、生活対策臨時交付金というのがございました。 9,000万ちょっとでございましたけれども、そちらについては繰り越しして使用させていただくということになってございまして、既に概算交付申請をしてくださいということでお金入っているんですね。まだ事業していない部分もあります。それらの精算については、どうかという部分についての照会をしてるところなんですが、明確にはないところで、まあでき得る限りそれを消化するように事業実施してくださいというのが、現時点での国の姿勢という形になってございますので、基本的にこの経済危機の交付金は２次補正の生活の交付金と同じ枠組みで考えておりますということでしたので、現時点ではそれを類推判断するという形かなと思っております。ただ、事業の申請については、１件単位ではなくて同類のものについては数件の事業合わせて申請をすると。で、許可になった場合は、その金額を上回ることはできませんが、下回った場合は増、する事業の増等々も含めて対応することは可能だというふうに言われております。

あと、計画を立てる際には、入札をした場合には入札差金というのが生じるのが一般的なので、交付金額目いっぱいじゃなくて上積みした計画をしてくださいという説明でございます。計画時点では一般財源を乗せた形で計画を出して、入札後にトント

ンになればうまかったという判断になるのかもしれませんが、そういう説明でございました。

それから、残った部分ということでございますが、公共投資の交付金につきましては、現時点では新たに補正を組まれた事業への参加、それの裏財源等としての使用可能性があるということと、それから対象は建設地方債の対象事業、いわゆる新たに起こす普通建設事業だというふうな言われ方をしておりますので、通常の維持管理経費に充当できるのかどうかというのが非常に微妙なところでございます。こちらについても、二つの交付金の交付される相違点がありますので、どちらを使ったら大和町として一番有利に、今必要とされる事業が展開できるのかということで照会等させていただいてるんですが、公共投資の交付金については、要綱が定まっておりませんので、今話した以上は聞かないでくださいということで、県に照会してもそれ以上はないんですという現時点での回答でございます。

ただ、町としては、いずれそれに対応する計画を提出ということがありますので、どういった事業が想定できるか、それの財源をどう構成するかということについては、今回６月で約６割ほど補正をお願いいたしましたけれども、そちらの残部分、それから公共投資については、金額明示はございませんが、それらに対応するものとして、内部で協議をしながら21年度中に完了するようにというのが、経済危機対策の大きな趣旨だというふうな言われ方をしておりますので、それらが明確に見えるようになれば、早い機会の補正をお願いするという方向かと考えております。以上でございます。

議　　長　（大須賀　啓君）

11番鶉橋浩之君。

１１　番　（鶉橋浩之君）

まず、保育所なんですが、いろいろ消火、接続した場合の消火設備なり耐震改修の問題等々からこういう考えだというようなふうなことだったんですが、これまあいろいろ現在運営している保育所の場所に増設をするというようなことで、保育所運営しながら事業しなくちゃなんないという一つの制約があるんだろうと思いますけれども、であればですね、この消火設備、既存部分の、耐震改修部分、これは今回の経済対策では、危機対策には該当しなかったんですか。どうせやるんであれば、あわせて

その分を取り込んでやるという方法もあったんではないかなというような感じを持ったんで申し上げさせていただきます。

それから、執行残等々については、考え方としてわかりました。残りの交付金等々について、今後の考え方というようなことだったんですが、おといですか、第４次総合計画に基づく第１次の実施計画等の説明等々もあったわけなんですが、当然あれには盛り込まれて、今回の補正は盛り込まれていないわけなんですが、あの第１次の実施計画を、何ていいますか、前倒しして対応するというような方法、あるいは実施計画にないものを実施をしていくというような考え方等々もあるんだろうと思いますけれども、まあ基本的にその辺の考え方の整理ぐらいは現時点でされているんではないかなと思いますんで、それだけ伺っておきたいと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

今回のですね、増築工事に絡む既存建物等の関係でありますが、今回の交付金についての充当というふうな内容については、そこまでちょっと深くちょっと検討はしておりませんでした。いわゆる待機児童の解消のための増築を最優先というふうな中での判断の中で今回増築工事を優先的にですね、しようというふうなことでの今回計上をさせていただいたところであります。

議　　長　（大須賀　啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長　（千坂賢一君）

あくまでもこれからの議論ということでのお答えとなろうかと思いますが、実施計画につきましては、現状６月部分の主要な部分も補正計上させていただいたところでございますので、主要な部分については、盛り込まさせていただいておりますが、今後の部分につきましては、実施計画に乗っているものを、22年度計画のものを21年度に前倒しをする、あるいはいろんな事業、需要、必要性、そういったものがありながらも費用的に多額であるのでなかなか財源構成が難しいということで、いわゆる計画

上には乗っていないものも中にはあろうかと思います。ある可能性はありますので、そういった部分も含めて今現時点でこの交付金を活用するに当たって、何が一番有効なのか、全体の中でも有効な中で、さらに費用的に投じる順位をどう考えるかといったことを含めて議論する必要性はあろうかと思います。その結果として、議員のご意見にありました前倒しや、あるいは計画になかったものを対象とさせていただくという結果もあり得るのかなとは思っております。

議　　長　（大須賀　啓君）

11番鶉橋浩之君。

１１　番　（鶉橋浩之君）

保育所なんですが、そうすると耐震それから消火設備等々のことについては、検討しなかったんだと。当然、期間がなかったんで当然だったとは思いますけれども、これだけの予算を確保されたんですからですね、あわせてそういった部分も検討して、もしこれを取り込んでやれるものなら、やっぱりやるというような方向でいった方が、やはり別棟と、いわゆる既存部分とつなげて増築ということでは、あとの管理運営上で大変な人件費等々含めて問題が生じ、大きいんではないかというような思いがするんで、ぜひそういった部分での検討もしていただきたいなというふうに思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

将来的な管理の面もですね、検討いたしながら、今後の、ご意見を尊重しながらですね、いろいろ対応させていただきたいというふうに思っています。

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかに何人ぐらい、休憩したいと思います。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前１０時１９分　　休　憩

午前１０時２８分　　再　開

議　　長　（大須賀　啓君）

再開します

休憩前に引き続き会議を開きます。

９番馬場久雄君。

９　　番　（馬場久雄君）

２点ほどご質問させていただきます。

事項別明細書の６ページ、児童館費に関することなんですが、説明では児童学習支援員の配置事業というような形で児童館の方に籍を置いて８名ほどこの事業やるということでした。この説明資料見ますと、趣旨としては今失業なさってる方々の次の雇用までの短期的な間なんだというふうなことですが、そうしますと就職、次の仕事がその方が見つかれば、都度都度かわるというような形になるんだろうと思います。

それで事業の内容に関しては、非常に、小学校の教諭の指示のもとで補助者となって、あと放課後には児童館で宿題の点検とかやると。非常にいいんですけれども、都度都度かわった場合に児童のコミュニケーションといいますかね、親しみやすさというか、そういったものが保てるのかどうかなというちょっとそういう危惧も持つわけなんですが、多分１年ごとの更新という形になるんだろうと思いますけれども、その辺はどういった形で対処していくのか。

要は、趣旨としては、雇用の創出というのは非常にわかるんですけど、実際にかかわる児童の気持ちからすると一つの、一個の人間としてだけじゃなくて非常にコミュニケーションとることによって、なおさらそういう学習意欲とかそういったものが出でくるんだろうと思うんです。そういった形はどういうふうにカバーするのか。

それと、その上のですね、あと子育て応援特別手当の給付事業、まあ前回の臨時議会で94%ほどのあれだっていうんですが、まあ 100%いくっていうのは何か難しいのかどうか。そういった、何名ぐらい、どういった理由で、例えば配布漏れとかないとしてもですね、受け取る意思がないとすればどういった方々がそういったお考えでいられるのかね、そういった、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、５ページのですね、今回一般管理費で弁護士の報償金47万 3,000円補正で上がっておりますが、年間の、例えばこれは顧問弁護士というふうなとらえ方をす

ればいいんですかね、相談事案っていうの相当数あるものなのかどうか。できれば、もうこういったもので毎年そういった事案が多いとしてお願いをしたりする件数が多いとすれば、当然当初予算でこれ組み込んでしかるべきものなんじゃないかなと思ってるんですが、その辺もあわせてご説明をお願いします。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長　（織田誠二君）

児童学習指導員配置事業に関しましてのご質問でございます。この事業、お話のとおり特例基金、県が造成する緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しての事業ということでございまして、この基金の目的というのが、あくまでも短期の雇用の雇用機会の創出というふうなことが趣旨となっています。

ただ、この「短期」という期間の考え方なんですが、現在、町の方で考えてることは、３カ年度でこの事業を考えたいというふうに考えておりますが、とりあえず21年度につきましては、８月から雇用して来年の３月まで実際雇用したいというふうに考えております。

お話のとおり、その人が短期で別な仕事が見つかる、長期の仕事が見つかったからかわるという可能性はあるかと思いますけれども、年度の区切りというようなことで来年の３月までの雇用ということを考えると、何とか来年の３月までは仕事してもらえるのかなというふうに考えてます。

ただ、個人の都合により途中で当然退職するということも考えられますけれども、その辺につきましては、事業そのものが個々人に、生徒児童直接一人一人に指導するというようなことではなくて、クラスに入って全体を指導するというような形になるかと思いますので、そういったコミュニケーション不足に関しては余り心配しなくてもいいのかなというふうには考えております。

あと、22年度・23年度につきましては、同じく県が造成しておりますふるさと雇用創出基金、特例基金がございます。こちらの方で実際の事業は運用されるようになるかと思います。そちらにつきましては、業者の方の委託というふうなことになりまして、委託事業によりまして、まあ場合によっては、２カ年間、同じ人が同じ児童館に配置になるというふうな可能性も考えられると思います。その辺はちょっと実際に運

用してみないとわからない点はありますけれども、来年度、再来年度につきましては、２カ年度の長期雇用も可能なのかなというふうに考えております。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長　（瀬戸啓一君）

子育て応援の関係でございますけれども、これにつきましては、昨日時点で 338人の対象子どもさんに対しまして 329名、97%ほどの受給ということで、残りの方が９名でございます。これにつきましては、最終期限が10月末ということになっておりますけれども、今月６月22・23にも児童手当の支給日ございますので、その際にこの９名の方のお父さん、お母さん、リストアップしておりますので、周知を図って、最終的には 100%可能というふうに判断いたしております。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長　（遠藤幸則君）

馬場議員さんの質問でございます。今回ご提案申し上げてるのは顧問弁護士料ということで、７月からの９カ月分、月５万円の部分に消費税を入れた分の額になっております。現在、こういった困窮になるような形での相談関係につきましては、県の町村会を通じて町村会の顧問弁護士の方に相談をしてるんですが、町村会の方は一回限りの相談というような形でございますので、ともすれば町からの相談件数、内容につきましては、継続性があるものが大多数でございます。

例えば町営住宅の、町の場合ですと債権者の立場、それから被告になる立場と二通りあるかと思うんですが、債権者の立場というのは、町営住宅とか保育料とか学校給食関係の部分でありますが、これについては民事訴訟法の部分での差し押さえ等が、ワンクッション置かなくちゃいけないような状況になっております。町税等の場合は国税徴収法の中で直接差し押さえができるんですが、今申し上げた使用料等につきましては、民事訴訟法の部分があってですね、そういった部分での弁護士への相談件数なんかも当然出てきますし、また町が被告っていうんでしょうか、町の行政行為によ

る損害賠償請求とかですね、そういったものも出てまいります。そういった関係で当初にというふうなお考えのお話があったんですが、ここに来て大分件数がふえているというようなこともあってですね、急遽６月の補正でお願いするような形になっております。

町としましては、今後、こういった形で顧問弁護士さんを頼んで今後おきたいなというような考えのもともあって今回お願いするような形になっております。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

９番馬場久雄君。

９　　番　（馬場久雄君）

最初の支援員の件なんですが、今回は途中からということで３月まで、やはり大概は１年ごとの見直しといいますか、そういった契約になるんだろうと思います。そういった形で、特に保育士というしっかりした形の資格を持った方々でありますんで、まあどなたがかわられてもいいんだろうと思いますけれども、さっき言ったようにですね、できれば長くですね、親しみを持ってつき合えれば、なおさらその意欲もわくのかなというふうなことですけれどもね。この趣旨からすると、ちょっとそれにも反するし、今の説明でですね、あと２年目からは派遣社員というか派遣会社の方から来るということで、そっちはまあ多分長い期間のスパンになるんだろうと思います。こういった両相まった形の中での事業なんで、私としては、一応了解をいたしました。

あと、弁護士の件なんですが、やはりそういった形で年々相談件数、また町でも対処しなきゃない事案が多くなってくるというんであれば、当初でね、やはり組むべきだろうと、私はちょっと思いますね。今まで年当初のあれにもこれ入っておりませんし、別途毎月の何がしかの報酬を払うというだけであって、ここでなぜ出てきたのかなと、ちょっと疑問があったもんですから質問したわけです。何かそれに答弁ありましたら、お願いいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長　（遠藤幸則君）

顧問弁護士の部分でございますが、やはり町としては継続的な相談業務というような形でですね、弁護士さんに相談をしながら、まあ事件等になる場合も当然出てくるわけですけれども、それの準備をきちっとこういった形で相談の中で立ち上げていきたいというふうに思っております。

また、当初からというふうなお話もいただきました。今年の状況を見ながらですね、次年度については考えさせていただきたいと思っております。以上です。（「終わります」の声あり）

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかにございませんか。８番堀籠日出子さん。

８　　番　（堀籠日出子君）

先ほどのもみじケ丘の保育所に関連してお尋ねいたします。

この増築する教室なんですけれども、これ別棟となると玄関もまたこの別棟になるんでしょうか。　それと、まず、それ、じゃあお聞きします。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

児童の出入りにつきましてもですね、基本的には別棟というふうな形になりますので、新しく増築したところからの出入りというふうなことになるかと思います。

議　　長　（大須賀　啓君）

８番堀籠日出子さん。

８　　番　（堀籠日出子君）

玄関が別ってなると、ですね、今度ホールがこっち側、左側の方にホールがありますね。また、調理室もこっちなるんですけれども、そうすっとこの保育４、５というと２歳、３歳児の子どもたちなんですけど、これホールに行くときは、じゃあ外を通ってホールに行くということになるんですか。

それと、あと今度調理室がこちらなもんですから、おやつとか、あと給食の場合も、これまた外を通って別棟の保育室の方に運ぶというふうになるんでしょうか。

議　　長　（大須賀　啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

いろいろな面でのですね、支障っていうんですか、別棟というような中での管理面での支障も考えられるというようなご指摘であります。当然そういうふうな面も考慮いたしております。ただ、法律的な面がありましたので、できればですね、法律的な面でクリアができれば、渡り廊下等のですね、設置についても考えていきたいなというふうに考えております。

議　　長　（大須賀　啓君）

８番堀籠日出子さん。

８　　番　（堀籠日出子君）

今回は急な事業の中で別棟ということで増築されたんですけれども、やはりこれ渡り廊下をつけましてね、つけて、そしてその中で行き来する形が一番ベストだと思います。で、消防法とかなんとかってもあるんですけれども、大和町の保育所も増築したときに渡り廊下だけ、通路だけだったんですよね。それでその中で雨は降る、雨風降る、雪は降るっつので少しずつ囲って今の状態になってるんですけれども、やはりただ廊下でなくて、こういう消火栓とかね、耐震とかもいろいろ全部クリアして、そして最初からこういう通路なり何なりをつくって子どもたちの行き来、それから当然玄関は二つ要らないと思うんです。やはり玄関を一つにして、そしてみんな同じところから入って、入所して、あと退所するというような形が一番ベストだと思いますので、ぜひこういう消火栓とか耐震のあれもありますけれども、それらをぜひクリアした中で進めていただければよろしいかなと思います。終わります。

議　　長　（大須賀　啓君）

答弁は要りませんね。（「じゃあ、はい」の声あり）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長　（瀬戸善春君）

お答えいたします。

建築についてもですね、いろいろな法律的な規制がありますので、これらの整合をとりながらですね、できるだけ管理にあるいは利用にですね、支障のないような努力をしていきたいというふうに思っております。

議　　長　（大須賀　啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０「議案第５９号　宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第10、議案第59号　宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１「議案第６０号　宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第11、議案第60号　宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２「議案第６１号　宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第12、議案第61号　宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３「議案第６２号　宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第13、議案第62号　宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４「議案第６３号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第14、議案第63号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５「議案第６４号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第15、議案第64号　宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６「諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第16、諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野　元君。

町　　長　（浅野　元君）

諮問第３号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

住所は大和町〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名 邊見孋美子、生年月日 昭和〇年〇月〇日でございます。

説明資料をごらんいただきたいと思いますけれども、この邊見タ美子さんにつきましては、学校卒業後民間企業でお勤めをいただいておられました。ご結婚後、家庭生活に入っておられたところでございますけれども、平成10年からは民生委員、児童委員を19年まで、そして現在は12年10月１日から人権擁護委員、現在務めていただいております。21年の9月30日で任期が満了になりますことから、今回議会の皆様方のご意見をちょうだいしたいというふうに思っております。

邊見さんの活躍ぶりにつきましては、下に書いてあるとおりでございますけれども、地域でのご活躍をしていただいておりますほかに、この人権擁護委員としても現在もご活躍いただいております。特に、現在は仙台人権擁護委員会協議会の啓発委員や研修委員など、現在のメンバーの中でも大変重要な役割を担っていただいた中で大変なご活躍をいただいてるということでございまして、引き続き邊見さんをご推薦いただきたく議会にお諮りするところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。以上です。

議　　長　（大須賀　啓君）

暫時休憩します。

午前１０時５１分　　休　憩

午前１０時５２分　　再　開

議　　長　（大須賀　啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第３号はお手元に配付しましたとおり適任と認める答申とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前１０時５３分　　休　憩

午前１０時５９分　　再　開

議　　長　（大須賀　啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１７「選挙第１号　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第17、選挙第１号　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、郷古光一さん、只木茂子さん、菅原　隆さん、髙橋榮次さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました郷古光一さん、只木茂子さん、菅原　隆さん、髙橋榮次さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第１順位伊藤登美子さん、第２順位高橋えく子さん、第３順位碓井忠郎さん、第４順位荒木淳子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第１順位伊藤登美子さん、第２順位高橋えく子さん、第３順位碓井忠郎さん、第４順位荒木淳子さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第１８「委発第１号　基地対策予算の増額等を求める意見書」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第18、委発第１号　基地対策予算の増額等を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務常任委員会委員長髙平聡雄君。

総務常任委員会委員長　（髙平聡雄君）

委発第１号でございます。基地対策予算の増額等を求める意見書、ご説明をさせていただきます。

地方自治法第 109条第７項及び会議規則第14条第３項の規定により提出するものであります。

この意見書は、当議会が加盟しております全国市議会議長会基地協議会から要請があったものでございます。

内容についてご説明をいたします。

総務省所管の基地交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、平成元年以降３年ごとに増額されてきております。来年度が増額の年に当たります。しかし、来年度の政府予算編成にあっては、世界的な経済危機に端を発して大幅な税収減が予想される中、基地対策関係予算の所要額確保についても、極めて厳しい状況にあります。そのため、基地対策関係予算の増額等を求める意見書を提出するものであります。

意見書の文面につきましては、記載のとおりですので、省略をさせていただき、要望事項について朗読をさせていただきます。中段をごらんいただきます。

１．基地交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで３年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成22年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

２．基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ平成22年度予算において増額すること。

この意見書の提出先は、衆参両議員議長ほか、ここに記載されておるとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議　　長　（大須賀　啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、字句、その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、字句、その他の整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

日程第１９「所管事務調査の申し出について」

議　　長　（大須賀　啓君）

日程第19、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第４回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前１１時１１分　　閉　会